

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年2月14日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万円」を「56万円」に改める。

第18条第2項及び第3項中「及び附則第47条」を削る。

附則第43条、第44条の前の見出し並びに同条及び第45条、第46条並びに附則第47条を削る。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第18条及び附則第43条から第47条までの規定については令和7年5月8日から施行する。